

平成 28 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社青山財産ネットワークス  
代表者名 代表取締役社長 蓮見 正純  
(コード番号 8929 東証第二部)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 水島 慶和  
(TEL 03-6439-5800)

### 定款一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、平成28年2月2日開催の取締役会において、定款一部変更及び役員の変動について、平成28年3月30日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① コーポレート・ガバナンス機能および経営体制をさらに強化するため現行定款第 19 条(員数)に定める取締役の員数の上限を 10 名から 12 名に改めるものであります。
- ② 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるように、業務執行を行わない取締役及び監査役と責任限定契約の締結を可能とするため、定款第 29 条(取締役の責任免除)および第 39 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。  
なお、第 29 条の規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	(員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の	(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役( <u>業務執行取締役等であるものを除く</u> )との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た

<p>限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
--	--

## (3) 日程

定款一部変更の効力発生予定日

平成 28 年 3 月 30 日 (水)

## 2. 役員の変動 (平成28年3月30日付予定)

## (1) 取締役の変動

## ① 重任取締役候補者 (現任職)

蓮見 正純 (代表取締役社長)

八木 優幸 (取締役常務執行役員 統括事業本部長)

松浦 健 (取締役執行役員 不動産事業本部長)

水島 慶和 (取締役執行役員 管理本部長)

中谷 誠道 (取締役執行役員 財産コンサルティング事業本部長)

鷹野 保雄 (取締役 総合情報ネットワーク事業本部長)

島田 晴雄 (社外取締役)

渡邊 啓司 (社外取締役)

長坂 道広 (社外取締役)

(注) 島田晴雄氏、渡邊啓司氏、長坂道広氏は社外取締役候補者であります。

## ② 新任取締役候補者 (現任職)

島根 伸治 (執行役員 事業承継コンサルティング事業本部長)

小川 隆臣 (執行役員 NS S 事業本部長)



## (2) 監査役の異動

## ① 重任監査役候補者（現役職）

杉田 圭三（社外監査役（非常勤））

（注）杉田圭三氏は社外監査役候補者であります。

## ② 新任監査役候補者（現役職）

中塚 久雄（相談役）

## 【ご参考】新任取締役候補者の略歴

氏名	略歴
しまね しんじ 島根 伸治 (昭和46年10月27日生)	平成7年10月 太田昭和監査法人（現：新日本監査法人）入所 平成12年10月 日本アバイア(株) 入社 平成13年9月 (株)プロジェクト 入社 平成18年8月 同社 取締役（現任） 平成23年1月 当社へ出向 平成24年1月 当社 事業承継コンサルティング事業本部 第二事業部部長 平成25年1月 当社 事業承継コンサルティング事業本部 副本部長 平成26年1月 当社 執行役員事業承継コンサルティング事業本部長（現任） 平成27年1月 当社へ転籍
おがわ たかおみ 小川 隆臣 (昭和47年6月12日生)	平成3年4月 (株)千葉ニチレイサービス入社 平成4年9月 鷹野保雄税理士事務所（現：税理士法人税務総合事務所）入所 平成7年10月 (株)不動産会計総合センター（現：(株)日本資産総研）入社 平成15年8月 (株)船井財産コンサルタンツ京葉（現：(株)日本資産総研）取締役 平成21年1月 (株)日本資産総研コンサルタント 取締役（現任） 平成21年12月 (株)船井財産コンサルタンツ京葉（現：(株)日本資産総研ワークス）代表取締役社長（現任） 平成24年9月 (株)日本資産総研 専務取締役（現任） 平成25年10月 当社 執行役員N S S 事業本部長（現任）

## 【ご参考】新任監査役候補者の略歴

氏名	略歴
なかつか ひさお 中塚 久雄 (昭和26年12月25日生)	昭和45年4月 (株)東海銀行（現：(株)三菱東京UFJ銀行）入行 平成6年4月 同行 藤沢支店長 平成8年1月 同行 調布支店長 平成11年1月 同行 竹ノ塚支店長 平成13年11月 当社 入社 平成14年3月 当社 取締役コンサルティング事業部長 平成14年8月 当社 取締役管理部長 平成17年3月 (株)船井エステート（現：(株)青山総合エステート）監査役 平成18年4月 当社 常務取締役 平成20年9月 (株)プロジェクト 監査役 平成22年10月 (株)青山総合エステート 取締役 平成22年10月 KRFコーポレーション(株)（現：(株)青山総合エステート）取締役 平成23年1月 Aoyama Wealth Management Pte. Ltd. Director 平成25年10月 (株)日本資産総研 監査役 平成26年3月 (株)日本資産総研 取締役（現任） 平成27年3月 当社 相談役（現任）

以上